

簡易専用水道 検査のご案内

1. 簡易専用水道とは

市や町などの水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽にため供給する水道のうち、受水槽の有効容量の合計が 10m³ を超えるものを「簡易専用水道」といいます。

- ・工場などに設置しているなど、まったく飲み水として使用しない場合は簡易専用水道に該当しません。
- ・地下水や沢水などを受水槽にためて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100 人を超える居住者に供給する場合または一日最大給水量が 20m³ を超える場合は「専用水道」として別の規制(水道法)を受けます。



2. 設置者の業務は

・簡易専用水道の設置者はその水道を適切に管理し、その管理について毎年 1 回以上定期に行い、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受けなければなりません。(罰則が適用されることがあります。水道法第 54 条)

検査内容

検査の種類	項目	内容
現場検査	施設の外観検査	水槽内に有害物、汚水などが混入する恐れの有無 水槽内部及び周辺の清掃状況 水槽内の沈積物の有無
	水質の検査	給水栓における臭気、味、色や濁りに関する検査 残留塩素の有無
	書類検査	次に掲げる書類の整理及び保存状況 ・簡易専用水道の設備及び周辺構造物の配置図 ・水槽の清掃の記録 ・その他の管理についての記録
提出書類検査	管理状況を示す書類を提出することにより検査を受ける ※ビル管理法の適用を受ける施設(特定建築物)のみ受けることが出来ます	

3. 適正な管理とは

水槽施設の管理が不十分だと、赤い水が出たり、味や臭いの異常等の事故が起きたりします。日頃から次のことに留意され施設の適正な管理に努めましょう。

◆ 水槽の清掃

・水槽の点検を毎年1回以上定期に行う。

◆ 施設の点検と改善

・水槽の状況やマンホールの施錠、防虫網の点検を行い不備な点があればすみやかに改善する。

◆ 水質の管理

・いつも水の色、味、臭いなどに注意して、異常があれば必要な水質検査をする。

◆ 給水の停止

・給水している水が人の健康を害する恐れのあるときは、直ちに給水を停止し、利用者や保健所など関係者に知らせる。



4. 検査を受けるには

弊社は簡易専用水道の管理状況を検査する機関として厚生労働大臣の登録を受けました。弊社検査員が皆様のご都合に合わせてお伺いし、貯水槽等の現状を点検し管理方法について助言いたします。

・検査実施に際しての費用や必要書類また、日程などお気軽にご相談ください。
お電話又はメールお待ちしております。

5. 簡易専用水道以外の設備は

受水槽の有効容量が10m³以下の小規模水道においても適正な管理が求められています。法的義務はありませんが、簡易専用水道に準じて検査を受けられることをお勧めいたします。

株式会社 環境科学研究所

<許可・登録>

温泉分析施設登録
計量証明事業登録(濃度)
水道法 20 条第 3 項登録
水道法 34 条の 2 第 2 項
建築物飲料水水質検査登録

北海道第 5 号
北海道知事第 638 号
厚生労働省第 133 号
厚生労働省 132 号
北海道 56 水第 15 号

〒041-0824 函館市西桔梗町 28 番地の 1

電話 0138-48-6211 FAX 0138-48-6210

ホームページ: <http://www.leskk.co.jp>

E-mail: info@leskk.co.jp 営業担当 山崎・葛岡